

精神科救急身体合併症転院事業実施要領 新旧対照表

新	旧
第1条 略	第1条 略
第2条(1)～(2) 略	第2条(1)～(2) 略
(3) 「依頼元病院」とは、身体合併症患者の治療が <u>必要と判断</u> し、甲、乙、丙又は丁に対し受入病院への転院依頼をする病院をいう。	(3) 「依頼元病院」とは、身体合併症患者の治療を <u>希望</u> し、甲、乙、丙又は丁に対し受入病院への転院依頼をする病院をいう。
(4)～(8) 略	(4)～(8) 略
第3条～第16条 略	第3条～第16条 略
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この要領は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	附則 略